

成田市農業災害対策資金債務保証料補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、天災による被害農漁業者に経営資金及び施設復旧資金の融資を天災被害による災害対策利子補給補助金交付規則（昭和55年規則第13号。以下「利子補給規則」という。）別表に定める貸付利率で行った金融機関に対し、農業災害対策資金債務保証料を予算の範囲内において補助することにより、もって当該被害農漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害農漁業者 市内で農漁業を営む者であつて、この規則で定める補助の対象となる災害により被害を受けたものをいう。
- (2) 経営資金 利子補給規則別表に定める市長の認定に基づき金融機関が被害農漁業者の経営の安定のために融資する資金をいう。
- (3) 施設復旧資金 利子補給規則別表に定める市長の認定に基づき金融機関が被害農漁業者の施設の復旧のために融資する資金をいう。
- (4) 農業災害対策資金債務保証料 被害農漁業者が千葉県農業災害対策資金を金融機関から借り入れた場合における千葉県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証に係る保証料をいう。
- (5) 千葉県農業災害対策資金 千葉県農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱（平成30年1月22日施行千葉県要綱）第2条の規定による千葉県農業災害対策資金をいう。

(補助対象者)

第3条 農業災害対策資金債務保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、利子補給規則に基づき、利子補給補助金の交付の決定を受けた者とする。

(補助対象等)

第4条 補助の対象となる災害、補助率及び補助期間は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における平均債務保証残高（計算期間中において、最高保証残高の等しい期間ごとに算出した毎日の残高（延滞額を除く。）の総額を365で除して得た金額）に対し、別表に定める補助率を用いて計算した金額の合計額とする。

(報告等)

第5条 市長は、千葉県農業災害対策資金の貸付けが適正に行われていることを確認する必要があると認めるときは、当該貸付けを行った金融機関から報告を徴し、帳簿その他必要な物件を検査することができる。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、農業災害対策資金債務保証料補助金交付申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、農業災害対策資金債務保証料補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、農業災害対策資金債務保証料補助金交付請求書(別記第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 経営資金及び施設復旧資金を借り受けた被害農漁業者の償還が不能となり、基金協会による代位弁済がなされたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第7条第2項の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区 分	補助率	補助期間
令和元年9月9日の台風15号による災害に係るもの	0.18%	経営資金にあつては7カ年以内、施設復旧資金にあつては8カ年以内

[別記様式 略]